

厚生労働省施策説明資料

- ・ 安心生活創造事業について
- ・ サポート拠点について

被災者の孤立死を防止するための有識者会議

平成 23 年 6 月 12 日

「安心生活創造事業」（モデル事業）について

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「**基盤支援**」（「**見守り**」・「**買い物支援**」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

【事業の三原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

《基盤支援とは》

基盤支援 = 見守り・買い物支援

《基盤支援の対象となる方》

高齢者、障害者のみならず、地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援が必要なすべての方・世帯

《ニーズの把握》

高齢者、障害者に限定せず、基盤支援の対象となる方・世帯を徹底的に把握

《マップづくり》

行政及び基盤支援提供者が対象となる方の情報を共有するためのマップや台帳等を作成

《基盤支援の提供》

対象となる方・世帯へ“もれなく”基盤支援を提供する体制を構築し、実施

※ 地域住民、自治会、民生委員、ボランティア等の参加による日常的見守り体制の構築を含む。

《自主財源の確保》

国庫補助3年経過後には、国庫補助以外の自主財源で事業を安定的・継続的に運営

安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。

北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	登別市	茨城県	牛久市	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	島根県	出雲市	福岡県	北九州市
	本別町	栃木県	鹿沼市		三条市		名張市	岡山県	美咲町		飯塚市
	東川町		大田原市	富山県	氷見市	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市		春日市
	福島町	埼玉県	行田市	石川県	宝達志水町	京都府	南丹市		安芸高田市	佐賀県	小城市
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉市	長野県	茅野市	大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市
秋田県	大仙市		市原市		駒ヶ根市		阪南市		長門市		人吉市
	湯沢市		鴨川市		軽井沢町	兵庫県	西宮市	徳島県	徳島市	大分県	臼杵市
山形県	酒田市	東京都	品川区	岐阜県	美濃加茂市		尼崎市	香川県	琴平町		中津市
	飯豊町		墨田区	愛知県	高浜市		宝塚市	宮崎県	美郷町		
		神奈川県	横浜市			芦屋市					
			逗子市			奈良県					天理市
		山梨県	小菅村								
小計	9市町	小計	12市区村	小計	9市町	小計	11市	小計	8市町	小計	9市町
										合計	58 市区町村

孤立を防ぐための好事例

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

実施主体名等	事例の概要
<p>岩手県西和賀町、西和賀町社会福祉協議会、地元スーパー、宅配事業者との連携</p>	<p>【民間事業者と連携した見守り・買い物支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○西和賀町は、高齢化の進んだ過疎豪雪地域。 ○町社会福祉協議会と地元スーパー、宅配事業者の3者が協力し、一人暮らし高齢者や低所得世帯等で買い物に不便を感じる方々に対して、買い物支援事業（「まごころ宅急便」）を実施。 ○依頼者は午前中までに町社会福祉協議会へ食料品や雑貨など生活に必要なものを電話で注文。町社会福祉協議会が取りまとめスーパーへ発注。スーパーが個別注文ごとに箱詰めし、宅配事業者が夕刻までに依頼者宅へ届ける。宅配事業者から町社会福祉協議会に依頼者の様子が電話で報告されるシステム。
<p>栃木県大田原市、大田原市社会福祉協議会</p>	<p>【要援護世帯の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○黒羽地区全世帯（1,390世帯）を調査し、一人暮らし高齢者等の要援護世帯を把握。 <p>【民間事業者と連携した見守り活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守り活動を実施。 ○自治会、民生委員、住民ボランティア（黒羽見守り助け合い隊）の他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、ヤクルト販売員等（黒羽見守り助け合い協力機関）を活用し、新聞や郵便物がたまる、日中もカーテンが閉まっている、水道使用量が少ない等普段と違う状況があった場合、市社会福祉協議会に通報（転送電話により24時間対応）。 ○通報を受けた市社会福祉協議会は、要援護者毎に指定された「見守り助け合い隊長」に連絡し、隊長から民生委員、協力訪問員、ご家族等に連絡し安否確認を行っている。（平成22年度より佐久山地区も開始。）

<p>埼玉県行田市、行田市社会福祉協議会</p>	<p>【要援護者とその人を支える人々を記載した「支え合いマップ」を作成】</p> <p>○地域福祉計画の策定を契機に、災害対応への関心が高まり、市内全自治会（186のそれぞれ）において要援護者を把握し、要援護者ごとに指定された住民支援者（2名程度）が記された「支え合いマップ」を作成。</p> <p>【市役所における相談に応じた総合相談体制の構築】</p> <p>○市役所では、関係課からなる総合的な相談支援体制が構築されている。</p> <p>○障害、高齢者等の担当者を併任発令し、対応のワンストップサービスを実施している。</p>
<p>横浜市、横浜市公田町団地</p>	<p>【地元住民による見守りや買い物支援の実施】</p> <p>○公田町（くでんちょう）団地の自治会・民生委員を中心に NPO 法人「お互いさまネット公田団地」を設立。</p> <p>○小高い丘に建設された団地であることから買い物に不便な環境であるため、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。</p> <p>○「あおぞら市」に社会福祉士を配置し、買い物に来た高齢者等に声をかけ相談に応じる。</p> <p>【ひきこもり防止のための交流スペース確保】</p> <p>○自宅にひきこもらないよう、住民交流スペースや社会参加の場などの外出先を確保、提供する。また、このスペースには社会福祉士を配置し、相談に応じたり健康チェック等を行う。</p> <p>○お米等を小分けして販売する「あおぞら市」の開催や、住民が気軽に集える場所として、多目的拠点「いこい」を開設し、外出の機会を提供することで、ひきこもり防止を図っている。</p> <p>○「いこい」では食事の提供や健康チェック等も行っている。</p>

<p>三重県伊賀市、伊賀市社会福祉協議会</p>	<p>【住民相互の見守り体制の構築】</p> <p>○自治会の協力を得て社会福祉協議会が生活実態調査を実施し要援護者を把握。厚生労働省生活・介護支援サポーター養成事業により、地域住民を「いが見守り支援員（有償ボランティア）」として養成。また、「ご近所みまもり隊（要援護者周辺住民）」が情報を収集し、何かあった場合には民生委員を通じ社会福祉協議会に情報提供を行う体制を構築。</p> <p>【市社会福祉協議会独自の身元保証プラン等による権利擁護システム】</p> <p>○賃貸入居時の保証、就職時の身元保証等、成年後見制度や厚労省の日常生活自立支援事業でカバーできない保証ニーズを市社会福祉協議会独自の「地域福祉あんしん保証事業」で対応。</p> <p>○地域福祉あんしん保証事業では、保証を求められた場合の相談や、必要に応じた保証人の確保を行っている。</p>
<p>兵庫県宝塚市、宝塚市社会福祉協議会とコープこうべの連携</p>	<p>【行政、社会福祉協議会、生活協同組合が連携した協力支援体制の構築】</p> <p>○宝塚市、市社会福祉協議会、コープこうべの3者で「見守り支援に関する協力確認書」を締結し、本年2月に地域で見守り合い、支え合う仕組みを構築。</p> <p>○コープこうべの宅配担当者が毎週1回、同じ時間に訪問。いつもと違う状況に気づいた場合は社会福祉協議会の地域包括支援センターに連絡。同センターが家庭訪問、状況を確認し必要な措置を講じている。</p>

※上記事例は、すべて厚生労働省が実施している安心生活創造事業（見守り・買い物支援等）の事例である。

孤立を防ぐためのポイント

(「安心生活創造事業」の取組み例から)

厚生労働省社会・援護局

1 支援が必要な人の把握

- 一人暮らし高齢者、高齢者のみの家庭、障害者等の把握と、必要な支援内容の確認
- 震災で精神的なダメージを受けた若年層・実年層等についても配慮

2 訪問型個別支援による安否確認

- 社会福祉協議会やNPO等に加え、地域住民の協力をいただいて行う応急仮設住宅等への戸別訪問(継続的・定期的な巡回訪問)による被災者への声かけと状況把握。
- 新聞配達員、郵便配達員、生協等民間事業者と連携した見守り支援
- 日常的な金銭管理や契約支援等、権利擁護による支援

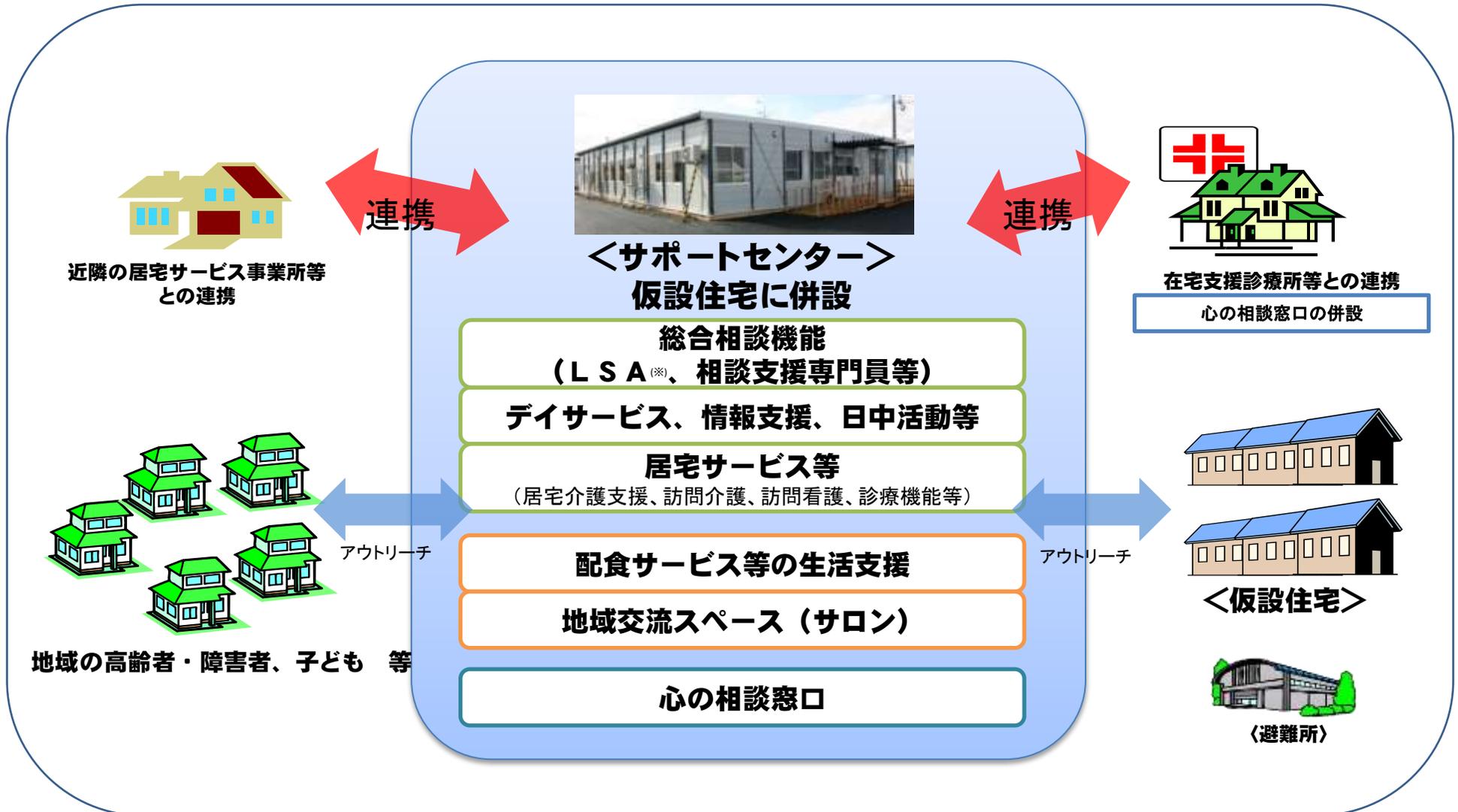
3 ひきこもりを防止するための住民交流の場や居場所の確保と地域での役割の創出

- ご近所付き合いや助け合い(地域住民相互の交流等)の維持・再生を図るため、地域でのイベントの開催や就労を含む社会参加・集団参加の機会、外出の機会を提供(自己の存在価値の再確認、社会貢献等、生きがいづくり)。
- 住民のニーズ集約、要支援情報の通報先や、総合相談体制を併せて整備。
- 外出が困難な方についての移動手手段の配慮

4 適切な支援の実施や新たな支援手法を実施するための関係者間の情報交換・検討体制

- 自治会等の自治組織の立ち上げの働きかけ
- 市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター、NPO等による事業の実施方針等の検討や情報交換の連携会議開催
- 応急仮設住宅間や地域間、又は他市町村間での情報交換会議の開催
- ボランティア(個人・団体)の募集、受付、住民のニーズとのマッチングを円滑に行うための体制の構築(既存の災害ボランティアセンターの活用等)

仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

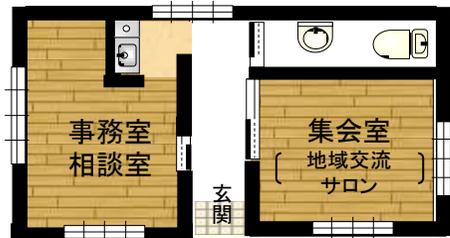


※ LSA：ライフサポートアドバイザー＝住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

[事例1] 小規模サポート拠点(50㎡程度)
 事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン



[事例2] 中規模サポート拠点(100㎡程度)
 事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン



[事例3] 総合的複合拠点(300㎡程度)
 事務室(LSA等) + 総合相談 + 地域交流サロン +
 デイサービス



主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・地域交流サロン

主な設備

事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室

主な職員

- ・相談職員(LSA等) 1名
- ・事務員 1名

主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)の拠点
- ・地域交流サロン

主な設備

事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器(簡易)

主な職員

- ・相談職員(LSA等) 1名
- ・介護職員 2名
- ・事務員 1名

主な機能

- ・総合相談
- ・居宅サービス(訪問介護、相談に支援専門員等)の拠点
- ・デイサービス(食事・入浴)
- ・地域交流サロン
- ・障害者の日中活動の場

主な設備

事務室、相談室、デイサービス集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備

主な職員

- ・介護・看護職員 3名(デイ)
- ・相談職員(LSA、相談支援専門員等) 1名
- ・調理員 2名 ・事務員 1名

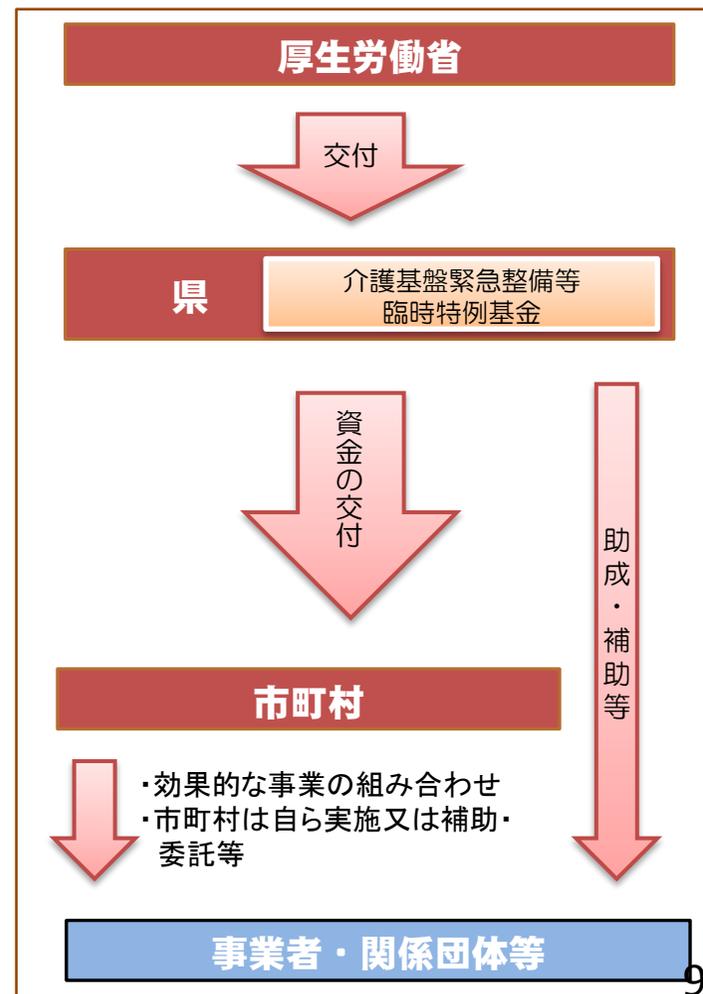
東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

【事業内容（例）】

<参考>事業実施までの流れ



1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害（児）者に対する精神保健福祉士、職業指導員や手話通訳者等の専門職種の者による生活支援情報の収集や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要援護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティーの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助 (介護サービス事業所・施設等の復旧支援事業)

東日本大震災の被災地における介護サービスの確保のため、被災した介護サービス事業者に対し、事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等）に関する国庫補助事業を新たに創設し、復旧支援を行う。

1. 所要額 6,794,500千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
3. 補助率 定額補助
(介護保険サービスごとに定める額)
4. 補助対象 東日本大震災により被災した
介護保険サービス事業所・施設を
有する事業者
5. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車両（訪問、送迎等用）
 - ・ 事務用品（パソコン、デスク等）
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護・訪問看護	700万円／事業所
通所介護	800万円／事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所

【予算科目】

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護施設等復旧支援事業費等補助金 (仮称)